

安全



安心

JAL不當解雇撤回ニュース

No 056号 2011.8.19
 発行:JAL解雇撤回国民共闘事務局
 連絡先:航空労組連絡会事務局
 〒144-0043 大田区羽田5-11-4
 フェニックスビル内
 TEL:03-3742-3251 FAX:03-5737-7819
<http://www.phenix.or.jp/jkkk/>

日航 都労委命令の取り消し求め東京地裁に提訴へ **日航乗組とCCUが抗議声明** **安全は争議を解決し労使関係を正常化してこそ**

JAL 不当解雇撤回国民共闘・原告団が「都労委命令を機に不当解雇を撤回し争議の早期解決」を政府に要請したのが8月16日。その翌日の17日、日本航空は、「争議権投票への介入は不当労働行為」と認定した都労委命令を不服として、命令の取り消しを求め、「今後東京地方裁判所に命令の取り消しを求めることが」との方針を日航乗組とCCUに伝えてきました。争議権の投票やその行使は、労働

組合の専権事項であり、使用者が口をはさむ余地はありません。だからこそ都労委は、短期間の審問で「明確な不当労働行為である」として、救済命令を出したのです。日航乗組とCCUは8月18日に抗議声明を発表するとともに、翌19日、日本航空に対し不当な対応への抗議と、都労委命令の履行・団体交渉の開催を申入れました。

Trust

日本航空 労務部

東京都労働委員会の命令について

航空乗組員組合および日本航空キャビンクルーユニオンと会社との
 支援機構(以下、支援機構)担当者の発言および管財人
 の行為に当たると主張し、東京都労働委員会

本件は、支援機構担当者が使用者の立場で発言されたものではなく、日本航空への出資予定者として、更生計画案に対する債権者投票の期限を目前に控えた、会社の再建にとって極めて重要な時期に、出資の条件について支援機構の考えを率直かつ真摯に伝達されたものです。よって、組合活動に対する誹謗や労働組合の内部意思への干渉の意志はないこと、さらには、組合員へ個別に働きかけたというものではなく、組合執行委員との協議の場を通じて伝達していること等から、会社は不当労働行為に当たらないとの主張をしてきました。

今回の都労委による命令の内容は、これら会社主張が受け入れられておらず遺憾であり、今後、東京地方裁判所に対して命令の取り消しを求ることいたします。

都労委で否定された主張を繰り返す日航

上図は東京地裁への提訴方針を伝える日本航空労務部発行の「Trust」です。支援機構の飯塚ディレクターの発言は「使用者としてではなく出資予定者として」の発言、「干渉の意思」はなかった。「組合執行委員との協議の場を通じて

伝達している」ことから不当労働行為に当たらない等と説明していますが、この主張は、いずれも都労委で「全て否定された主張」の焼き直しです。

命令を守らず、一度も協議しないまま提訴とは

再三にわたる団体交渉の申入れを無視し、交渉にも応じないまま提訴の方針。こうした日航の不当な対応は許せないと、日航乗組とCCUは連名で以下の声明を発表しました。

東京都労働委員会命令に対する日本航空の提訴方針について (声明)

昨年2010年11月16日、日本航空の会社更生手続きにおける管財人企業再生支援機構(以下、支援機構)および管財人が、日本航空乗組員組合及び日本航空キャビンクルーユニオンに対し「整理解雇を争点とする争議権が確立した場合、それが撤回されるまで3500億円を出資しない」と発言した行為は支配介入行為であるとして、両組合が2010年12月8日、東京都労働委員会(以下、都労委)に不当労働行為救済申立を行っていました。そして、2011年8月3日、都労委は、両組合の申し立てに対し、「支援機構、管財人は使用者の立場にある。本件各発言は、組合らに所属する組合員に対して威嚇的効果を与え、組合らの組織運営に影響を及ぼすものであり、組合らの運営に対する支配介入であると言わざるを得ず、労働組合法第7条第3号が定める支配介入に該当する」と厳しく断罪し、日本航空に対し、両組合への謝罪文の交付及び同文の掲示を命じていました。(平成22年不第121号事件)

両組合は、都労委命令を受けた当日8月3日、稻盛会長・大西社長宛てに緊急申し入れを行い、命令の履行と団体交渉の開催を要請していました。しかし、8月3日以降会社からは何ら対応がなく、8月12日には再申し入れを行っていました。併せて、この間、両組合より会社の検討結果について連日電話による確認を行なってきましたが、都度、会社は「検討中である」との対応に終始しました。命令から2週間を経た8月17日に「都労委命令の取り消しを求めて東京地方裁判所に提訴する」との方針が労務部より一方的に伝えられ、その内容が掲載された「Trsut 11-002」が職場に配布されました。

明白な不当労働行為であったと断罪した都労委命令を不服とし、この間、両組合の申し入れを無視し続け、一度の協議も行なわないまま、一方的に東京地方裁判所に提訴する方針を決定した日本航空経営に対し、日本航空乗組員組合及び日本航空キャビンクルーユニオンは断固抗議します。

日本航空はこれまで数々の違法行為を繰り返してきました。第三者機関で係争となった事件は常に会社の違法性が断罪され、その是正が求められてきましたが、反省のないまま現在に至っています。本件も同様であり、都労委命令を真摯に受け入れる姿勢は皆無です。公的資金を受けながら、再建を進めている日本航空において、提訴を選択した経営方針は、いたずらに係争を長期化させるだけであり、国民、利用者からも批判的となるでしょう。

航空会社の存立基盤は安全運航であり、その要は正常な労使関係を築くことにあります。人命と財産を預る航空会社は、何よりもコンプライアンスが求められます。日本航空経営が本件の提訴方針を撤回するよう、私たち両組合は航空内外への支援を広げ、引き続き取り組んでいきます。

2011年8月18日
日本航空乗組員組合
日本航空キャビンクルーユニオン